



農業者のみなさまへ

# 肥料価格高騰対策のごあんない

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

## 支援の対象となる肥料

**令和4年11月**から**令和5年5月**に購入した肥料

(本年の春肥として使用する肥料)

\* 原則として**肥料法** (肥料の品質の確保等に関する法律) に基づく肥料が対象です。

\* R4.11月～R5.5月注文・購入分であること。ただし、対象期間 (R4.11月～R5.5月) よりも前に予約注文した場合、対象期間内で価格決定された肥料については支援対象となります。

**※秋肥 (R4.6月～10月注文・購入分) の申請は終了しています**

## 対象者

- ① 販売農家であること
  - ② 化学肥料低減に向けた取組 (以下、取組) に2つ以上取り組むこと
    - \* 化学肥料低減計画書 (様式2-2) で申告していただきます。
    - \* 取組の記録と報告、記録の保管が必要です。
- ✓ 5戸以上の農業者グループ (取組実施者) でまとめて申請することが必要です。

## 支援の内容

前年度から増加した肥料費の7割を支援します。

(計算式は下記の通り)

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \div \text{使用量低減率} \right) \right) \times 0.7$$

統計データを  
基に決定      0.9

\* 春肥の価格上昇率は、1.4

例：肥料費が10万円の場合       $(10万 - 10万 \div 1.4 \div 0.9) \times 0.7 = 14,444円$

**支援金**

## 申請に必要なもの

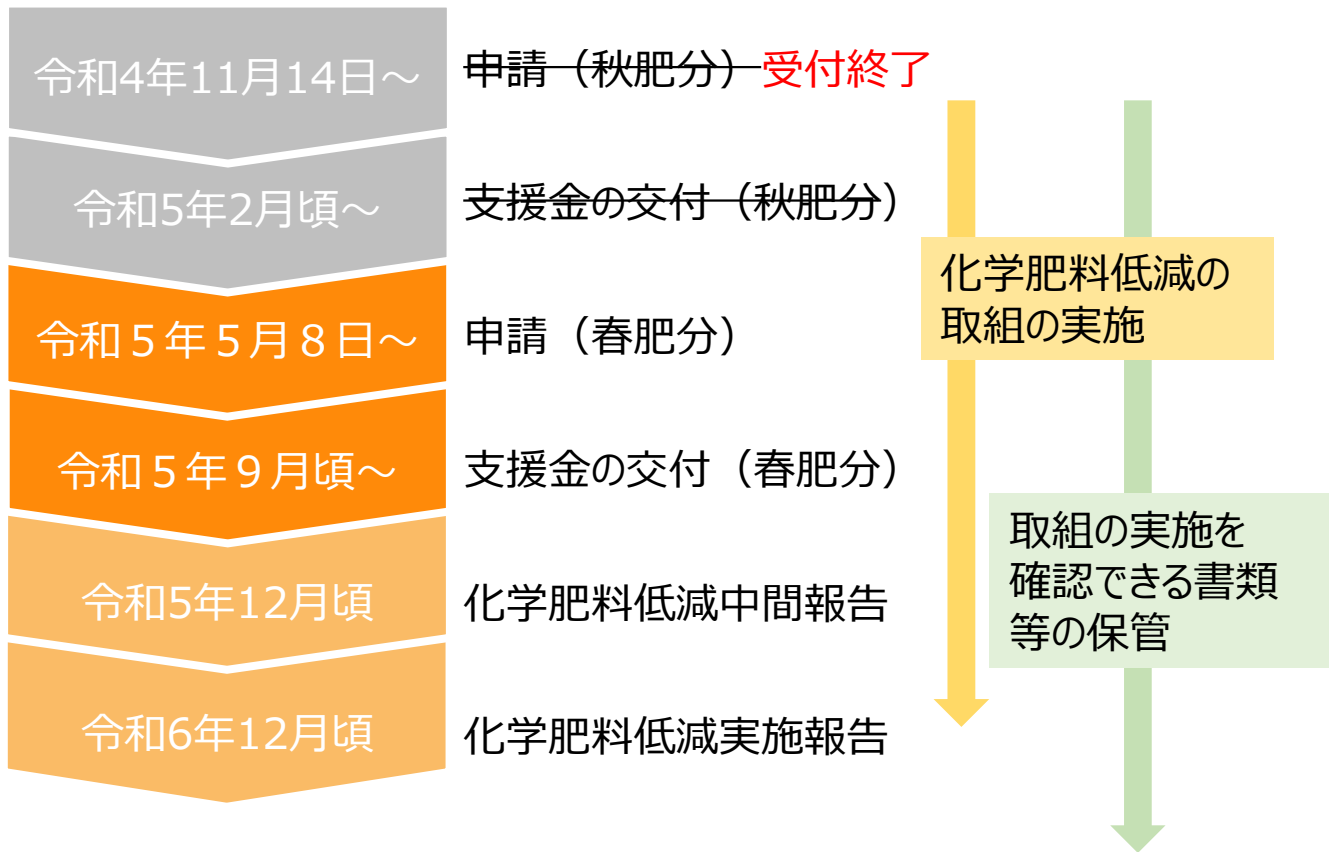
- ① 肥料価格高騰対策事業参加申込書(様式2-1)  
\* 振込口座の記入又は通帳の写しの貼付が必要です。
- ② 化学肥料低減計画書 (様式2-2)
- ③ 注文書 (肥料の種類、注文日、購入数量、購入額が明記されているもの)  
\* 予約せず店頭で購入した肥料は注文書がなくても申請可です
- ④ 領収書、または請求書 (領収書がない場合は請求書でも可)
- ⑤ 肥料法による肥料であることの証明 (購入店に相談してください)



③、④、⑤については、  
購入店が一括して証明  
することが可能な場合  
もあります

## スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



**取組実施者** (5戸以上の農業者グループ) **ごとに申請期間や手続きは異なります。** 詳細は、肥料を購入したJAや販売店などにご相談ください。

今回は 令和5年春肥 (令和4年11月～令和5年5月注文・購入分) です。

肥料価格高騰対策事業参加申込書

令和5年〇〇月〇〇日

秋用肥料分	春用肥料分
	○

(注)該当するものに○を付けること

第1 参加申込者の概要

氏名(フリガナ)	愛知太郎(アイチ タロウ)	
住所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸〇-〇-〇	
連絡先	所属・役職・氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

第2 支援対象となる当年の肥料費

225,000 円 ( 秋用肥料分 / 春用肥料分 )

括弧内はいずれかを選択すること

領収書・請求書等証拠書類と金額が一致しているか確認してください。

第3 他の取組実施者への参加申込の状況  
(有・無のいずれかにチェックすること)

有 (重複した内容の申請はしていない。)

【他の取組実施者の概要】

取組実施者名	住所	電話番号
〇〇肥料店	〇〇市〇〇町1-1	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※本表は、別紙として添付しても可とする。

無

(裏面へ続く)

裏面の「第4 誓約・同意事項」及び「第5 支援金の振込口座」を必ず記載のこと。

誓約・同意事項を確認の上、必ず記入してください。

#### 第4 誓約・同意事項

支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	○
<p>1 以下の事項に相違ありません。</p> <p>(1) 農産物の販売を行っていること。</p> <p>(2) 支援対象期間以外のは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いがないこと。</p> <p>(3) 他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。</p> <p>(4) 当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。</p> <p>2 本事業に係る報告や立入調査について、東海農政局長等から求められた場合に応じます。</p> <p>3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合は提出します。</p> <p>4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>なお、支援金を返還することとなった場合は、返還の命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付も併せて行います。</p> <p>(1) 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>(2) 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</p> <p>(3) その他、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合</p> <p>5 次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。</p> <p>「個人情報の取扱い」</p> <p>農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>		

#### 注意事項（必ず御確認ください。）

- ・ 化学肥料使用低減の取組の実施状況について、聞き取りや書類を確認させていただくことがあります。（令和5年秋頃を予定）
- ・ 取組実施報告時に「化学肥料低減実施報告書」及び「化学肥料の使用量の低減の取組を実施することが確認できる書類」（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の写しを提出していただく必要があります。（令和6年秋頃を予定）
- ・ 取組実施報告後、化学肥料低減報告書をもとに取組が適切に行われたか現地確認が行われることがあります。
- ・ 取組実施者へ提出する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する必要があります。

## 第5 支援金の振込口座

振込口座を記入するか、通帳の写しを貼付してください。  
 ※秋費に申請しており、変更がない場合の記入方法は、取組実施者に確認してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)											
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名							
1	2	3	4	〇〇〇〇	農業協同組合		銀行	信用金庫			
				信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
支店コード (数字3桁)				支店名							
5	6	7	〇〇〇支店								
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)					口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)						
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					1	2	3	4	5	6	7
口座名義											
カナ	アイチ タロウ										
漢字	愛知 太郎										
ゆうちょ銀行											
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)					
					*						
口座名義人											
カナ	添付資料を確認し、チェックしてください。										
漢字											

添付資料 (以下の口にチェックを入れること)

**化学肥料低減計画書 (業務方法書様式第2-2号)**

**所要額の算出根拠となる証拠書類** (注文書、請求書又は領収書等は、添付台紙に貼付)

当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類 (注文票等) と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類 (領収書等) または支払い義務が生じていることを示す書類 (請求書等) を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

### 化学肥料低減計画書

別紙「化学肥料低減計画書に記載する作物名」から選んで記入してください。

#### 作付概要

作物名	作付面積(a)
米	80
ブロッコリー	10
その他	75
計	165

延べ面積を記入

秋用肥料	春用肥料
	○

注:該当するものに○を付けること

フリガナ **アイチ タロウ**  
 氏名(法人・組織名) **愛知 太郎**  
 住所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸〇-〇-〇  
 電話番号 052-0000-0000

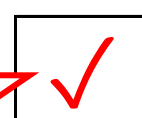
1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		○
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 (ア)露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理 (溶脱抑制を目的とするため施設栽培は除く)		
ソ 地域特認技術の利用 (イ)肥効調節型肥料のうちプラスチック被覆肥料による化学肥料施用量の削減 (被覆資材の流出防止の取組と一体的に進める)		

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組むもの(2つ以上)に○を記入してください。  
 以下の条件いずれかに当てはまるように記入してください。  
 ・新しく始める取組が1つ以上ある。  
 ・新しい取組がない場合は、前年の取組の強化・拡大(◎を記入)が1つ以上ある。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

必ず記入



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックしてください。

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

別紙

化学肥料低減計画書に記載する作物名

	作物名		作物名
1	米	41	その他つまもの
2	麦類	42	アスパラガス
3	大豆	43	とうがん
4	子実用とうもろこし	44	ラディッシュ
5	飼料作物	45	ハーブ類
6	かんしょ	46	その他野菜類
7	ばれいしょ	47	うんしゅうみかん
8	キャベツ	48	4晩かん
9	きゅうり	49	その他かんきつ類
10	さといも	50	その他果樹
11	だいこん	51	かき
12	たまねぎ	52	ぶどう
13	トマト	53	日本なし
14	ミニトマト	54	うめ
15	なす	55	もも
16	にんじん	56	いちじく
17	ねぎ	57	くり
18	はくさい	58	キウイフルーツ
19	ピーマン	59	輪菊
20	ほうれんそう	60	スプレーマム
21	レタス	61	カーネーション
22	いちご	62	ばら
23	えだまめ	63	デルフィニウム
24	かぶ	64	アルストロメリア
25	かぼちゃ	65	その他切花
26	カリフラワー	66	洋らん
27	さやいんげん	67	シクラメン
28	さやえんどう	68	観葉植物
29	すいか	69	その他鉢物
30	スイートコーン	70	茶
31	セルリー	71	葉たばこ
32	ふき	72	植木
33	ブロッコリー	73	花木類
34	メロン	74	野菜苗
35	れんこん	75	花苗
36	こまつな	76	果樹苗木
37	ちんげんさい		
38	みつば		
39	しゅんぎく		
40	大葉		

## 所要額の算出根拠となる証拠書類 添付台紙

(参加農業者氏名 愛知 太郎)

当年の肥料費は、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)又は支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を貼付してください。

なお、肥料の種類、名称、数量、単価、購入費、日付等の必要事項が記載されているものに限りです。

コピーして活用する場合がありますので、証拠書類は重ねて貼付しないでください。

枠内に収まらない場合は、この台紙を表紙とし、添付書類を左上でホチキス止めして提出してください。

購入店(事業者)による証明を証拠書類とする場合は、本添付台紙はいりません。

レシートを証拠書類とする場合は、金額証明(本添付台紙に貼付)と肥料証明(別紙)が必要です。

どちらを証拠書類とするかは購入店および取組実施者に確認し、必要に応じて本台紙を使用してください。